

# 「九州オルレを活用した BtoB 商談のための PR コンテンツ造成・旅行商品造成事業」企画提案公募実施要領

下記のとおり、標記の企画提案を募集します。応募される方は、以下の事項をご確認のうえご応募願います。

## 1. 目的

2012 年より韓国市場向けコンテンツとして九州 7 県で展開してきたトレッキングコース「九州オルレ」は、韓国旅行会社からの送客によりコロナ禍前の 2018 年度には年間 2 万人を超える韓国人旅行者が訪れる人気のコンテンツであった。2020 年からのコロナ禍により、九州オルレの認知度が急激に低下し、韓国旅行会社による九州オルレを活用したツアーが 15 社から 2 社へと激減し、回復の見込みが立っていない状況である。

九州オルレは九州各県に 18 コースあることから、各コースで PR するよりも、九州オルレとして 18 コースをまとめて周知し、複数コースを巡っていただく商品造成を促すことが、広域周遊・長期滞在につながる。また、九州オルレだけの認知度向上では、旅行商品化や長期滞在、消費単価向上にはつながらない。そのため、九州オルレガイド・通訳・昼食・タクシー等を含んだ FIT 向け旅行商品を造成する。本事業で制作する動画・ブローチャーを用いて商談会等に参加し、韓国 BtoB 市場において「九州オルレ」の認知度を高め、韓国旅行会社に九州オルレを含む旅行商品を造成してもらい、九州への送客数増を目的とする。

## 2. 事業概要

### (1) 委託事業名

「九州オルレを活用した BtoB 商談のための PR コンテンツ造成・旅行商品造成事業」

### (2) 業務内容と KPI について

別添仕様書のとおり

### (3) 委託契約期間

契約締結日から 2025 年 2 月 28 日（金）まで

### (4) 委託料上限額

4,231,700 円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 成果物

・事業報告書 電子データ一式

### 3. 提出書類

- (1) 企画提案書・・・A4判（タテ・ヨコは任意）、正本1部、副本5部
- (2) 見積書（項目ごとに積算）・・・A4判（タテ・ヨコは任意）、正本1部、副本5部
- (3) 上記（1）・（2）のPDFデータ

※正本のみ応募事業者が判るようにすること。副本には、応募者が特定できるような社名、デザインを記載しないこと。

### 4. 企画提案書の留意点

#### (1) 業務内容に関する具体的な提案

- ①業務の目的及び内容
- ②業務の具体的実施方法
- ③期待される成果等
- ④履行期限
- ⑤その他特記事項

#### 【記述にあたり留意すべき事項】

- ①韓国 BtoB 市場に向けたインバウンド向け商品の提案
- ②九州オルレを PR する効果的な動画・ブローチャーの提案
- ③想定される個別セールス先の提案

#### (2) 業務実施体制・作業工程等

- ①業務実施体制
- ②作業工程
- ③再委託等の有無及び予定
- ④管理者、担当者の経歴など

（過去の類似業務の実績、責任者・業務分担等を記載した図表）

#### 【記述にあたり留意すべき事項】

- ①業務管理上、当機構が必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していることを説明すること
- ②本事業への取り組み体制（人員等）について、明確に説明すること。
- ③事業への取り組みに関する作業工程、作業フローについて、明確に説明すること。
- ④再委託先の有無を記載すること。
- ⑤業務の一部（「主たる部分※」を除く）を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託を行う業務範囲について記載すること。

※主たる部分・・・業務における総合的な企画・業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断等。

#### (3) 法人の概要等

①法人の概要

②担当者の役割・氏名及び連絡先（電話、FAX、メールアドレス等）

(4) 参考見積（概算）

見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。

5. 業務実施上の条件

- (1) 調査にあたっては、責任者を明確にし、速やかに対応できる体制を構築すること。
- (2) 本事業の効果として、来訪客の満足度向上につながる提案であること。
- (3) 業務の実施にあたっては、当機構と十分に協議し、その指示に従うこと。
- (4) 仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたって疑義が生じた場合は、当機構と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 本事業で得られたデータ等は、九州観光機構の許可なく使用・流用してはならない。
- (6) 事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。
- (7) 仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、機構と受託者が協議の上、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

6. 参加要件

- (1) 会社法（平成 17 年度法律第 86 号）に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。
- (2) 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (3) 九州運輸局長および九州各県から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 項第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有していること。

7. 公募のスケジュールについて

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始及び質問受付開始 | 2024 年 4 月 25 日（木）      |
| (2) 質問受付終了       | 2024 年 5 月 8 日（水）17 時まで |
| (3) 質問に対する回答期限   | 2024 年 5 月 9 日（木）       |

※質問は末尾記載のメールアドレス宛にメールにて送付すること。

件名は「【質問】九州オルレを活用した BtoB 事業」とし、本文に担当者名を記載すること。

(4) 参加表明期限 2024年5月10日(金) 17時まで

※末尾記載のメールアドレス宛にメールを送付すること。

※件名は「【参加表明】九州オルレを活用した BtoB 事業」とし、本文に担当者名を記載すること。

(5) 企画提案書等提出期限 2024年5月17日(金) 17時まで(必着)

(6) 審査結果の通知 2024年5月24日(金)まで

## 8. 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 的確性：

企画コンセプトが明確で、事業趣旨を理解した企画内容であること。

(2) 実現性：

具体性がある内容で、実現可能な実施方法であること。これまでの実績があればあわせて提案すること。

(3) 有効性：

韓国旅行会社に対し商品造成につながるような内容であること。

(4) 事業効果：

企画案の実施によって、事業効果が期待される内容であること

(5) 見積妥当性：

所要経費の積算は範囲内で、予算配分は企画内容に対し妥当なものであること。

## 9. 企画競争実施に際しての留意事項

(1) 企画提案に関する一切の費用は各社負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) プレゼンテーションは実施しない予定だが、必要だと判断した場合は行う場合がある。その場合は対象の事業者のみ別途連絡を行う。

(3) 審査の過程でメールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。

(4) 提出された提案書、審査内容については公表しない。

(5) 本企画提案の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(6) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(7) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(8) 企画提案書に係る著作権等、企画提案において第三者との間に問題が生じた場合は、全て企画提案者の責任となる。

## 10. 選考・決定方法

(1) 本業務を委託する者を選定するために5名程度の委員からなる選定委員会を設置し、企

画提案書の書類審査を行う。選定委員会は、一般社団法人九州観光機構の職員から選任する。

- (2) 審査結果は企画提案書を提出した者（協働企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。
- (3) 審査員による採点の平均点が基準点を満たさない場合は不採用となる場合がある。
- (4) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。

#### 1 1. 失格事由

- (1) プロポーザル参加者が、次の各号のいずれかに該当した場合、失格となることがある。選定委員、事務局職員又は本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関して不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載していた場合
- (3) その他この要領に定める内容に違反した場合

#### 1 2. 書類の提出及び問い合わせ先

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1-82 電気ビル共創館 7 階

一般社団法人 九州観光機構 地域共創部 担当：松嶋 佑一

電話：092-751-2943

E-Mail：[y-matsushima@welcomekyushu.jp](mailto:y-matsushima@welcomekyushu.jp)

以上